

令和元年度 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業 制度一覧

区分	事業名	対象地域	対象建物等	補助対象	補助率・補助対象限度額	負担割合	備考	
木造住宅	耐震診断 1 わが家の専門家診断事業	・静岡県全域	・S56. 5. 31以前の木造住宅	・相談士による住民無料の耐震診断	・46, 320円/戸	・国 1/2 ・県 3/8 ・市町1/8	H13 ～	
	補強計画	2 木造住宅補強計画策定事業 [通常]	・静岡県全域	・S56. 5. 31以前の木造住宅	・補強計画の策定 (補強後Iw \geq 1.0 かつ+0.3)	・図面有 144, 000円/戸 (診断なしは154, 000円/戸) ・図面無 259, 000円/戸 (診断なしは269, 000円/戸)	・国 1/3 ・県 1/6 ☆ ・市町1/6	H14 ～
		[高齢者割増]		・高齢者(65歳以上)のみ又は 身体障害者等がいる世帯の住宅			・国 1/3 ・県 1/3 ☆ ・市町1/3	H25 ～
		[委託方式]		・高齢者(65歳以上)のみ又は 身体障害者等がいる世帯の住宅			・国 1/2 ・県 1/4 ☆ ・市町1/4	H28 ～
	補強	3 木造住宅耐震補強助成事業(定額) [通常]	・静岡県全域	・S56. 5. 31以前の木造住宅	・耐震補強工事 (補強後Iw \geq 1.0 かつ+0.3)	・県 : 45万円/戸※ ・市町: 任意 ※H33. 3末まで15万円増額	・県 10/10 ・市町任意	H14 ～
		[高齢者等割増]		・高齢者(65歳以上)のみ又は 身体障害者等がいる世帯の住宅			・県 : 10万円/戸 ・市町: 10万円/戸	・県 1/2 ・市町1/2
	補強	4 木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型) [通常]	・静岡県全域	・S56. 5. 31以前の木造住宅	・耐震補強工事 (補強後Iw \geq 1.0 かつ+0.3)	・県 : 30万円/戸 ・国 : 30万円/戸～ ・市町: 任意	・国 1/2 ・地方1/2	H30 ～
		[高齢者等割増]		・高齢者(65歳以上)のみ又は 身体障害者等がいる世帯の住宅			・県 : 10万円/戸 ・市町: 10万円/戸	
	建替・ 除却	5 木造住宅建替助成事業	・静岡県全域	・S56. 5. 31以前の木造住宅 ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導	・建替工事 (現状Iw<1.0) ・除却工事※ (現状Iw<1.0) ※H29～	・補助対象経費の23% ・補助金額の上限 82. 2万円/戸 (国費の上限 41. 1万円/戸)	・国 1/2 ・県 1/4 ☆ ・市町1/4	H18 ～
	補強・ 建替・ 除却	6 緊急輸送道路沿道等木造住宅耐震化助成事業 [緊急輸送道路沿道]	・緊急輸送道路沿道、避難路沿道*又は、避難地隣接* ※密集市街地、津波浸水区域等に限る	・S56. 5. 31以前の木造住宅 ・住宅の高さが前面緊急輸送道路までの水平距離に、幅員の1/2を加えたものを超えるもの	・耐震補強工事 (補強後Iw \geq 1.0 かつ+0.3) ・建替・除却工事 (現状Iw<0.7)	・補助対象経費 33, 500円/m ² ・補助対象経費の100%	・国 1/3 ・県 1/6 ☆ ・市町1/6	H20 ～
[避難路・避難地沿道]		・上記以外の避難路沿道又は避難地隣接	・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導		・補助対象経費 33, 500円/m ² ・補助対象経費の23%	・国 1/2 ・県 1/4 ☆ ・市町1/4	H20 ～	

☆：政令市は県補助なし

区分		事業名	対象地域	対象建物等	補助の対象	補助率・補助対象限度額	負担割合	備考
非木造住宅	補強計画	7 非木造住宅補強計画策定事業	・静岡県全域	・S56.5.31以前の非木造住宅	・補強計画の策定 (現状 $I_s < 0.6$ 補強後 $I_s \geq 0.6$)	・補助対象経費 住宅 1,800千円/戸 マンション 1,000㎡未満 3,000千円/棟 ～2,000㎡ 4,800千円/棟 ～3,000㎡ 6,900千円/棟 ～5,000㎡ 7,200千円/棟 ～10,000㎡ 9,000千円/棟 10,000㎡～ 10,800千円/棟	・国 1/3 ・県 1/6 ・市町1/6 ☆	H20 ～
	補強・建替・除却	8 非木造住宅耐震化助成事業	・静岡県全域	・S56.5.31以前の非木造住宅 ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導	・耐震補強工事 (現状 $I_s < 0.6$ 補強後 $I_s \geq 0.6$) ・建替工事 (現状 $I_s < 0.6$) ・除却工事※ (現状 $I_s < 0.6$) ※H29～	・一戸建て住宅 補助金額の上限 822千円/戸 (国費の上限 411千円/戸) ・住宅(一戸建て以外) 通常 33,500円/㎡ ・マンション 補助対象経費 通常 49,300円/㎡ 特殊工法 82,300円/㎡ 補助対象経費の23%	・国 1/2 ・県 1/4 ・市町1/4 ☆	H19 ～
	補強・建替・除却	9 緊急輸送道路沿道等非木造住宅耐震化助成事業 [緊急輸送道路沿道]	・緊急輸送道路沿道、避難路沿道※又は、避難地隣接※ ※密集市街地、津波浸水区域等に限る	・S56.5.31以前の非木造住宅 ・住宅の高さが前面緊急輸送道路までの水平距離に、幅員の1/2を加えたものを超えるもの ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導	・耐震補強工事 (現状 $I_s < 0.6$ 補強後 $I_s \geq 0.6$) ・建替・除却工事 (現状 $I_s < 0.6$)	・補助対象経費 住宅 33,500円/㎡ マンション 通常 49,300円/㎡ 特殊工法 82,300円/㎡ ・補助対象経費の100%	・国 1/3 ・県 1/6 ・市町1/6 ☆	H20 ～
		[避難路・避難地沿道]	・上記以外の避難路沿道又は避難地隣接		・補助対象経費 住宅 33,500円/㎡ マンション 通常 49,300円/㎡ 特殊工法 82,300円/㎡ ・補助対象経費の23%	・国 1/2 ・県 1/4 ・市町1/4 ☆	H21 ～	
活動支援	相談支援	10 住宅相談支援事業	・静岡県全域	・耐震補強工事未実施の既存木造住宅に対して、意向調査の実施及び住宅相談員を派遣し、耐震化に誘導する事業を実施する市町	・「意向調査」及び「住宅相談員の派遣」に要する経費	—	・国 1/2 ・県 1/4 ・市町1/4 ☆	H28 ～
	活動支援	11 地域耐震化推進事業	・静岡県全域	・地域の耐震化推進を実施する民間組織	・民間組織の耐震化推進事業費	—	・国 1/3 ・県 1/6 ・市町1/6 ☆	H21 ～

☆：政令市は県補助なし

区分		事業名	対象地域	対象建物等	補助の対象	補助率・補助対象限度額	負担割合	備考
建築物	耐震診断	12 建築物等耐震診断事業	・静岡県全域	・S56.5.31以前の建築物	・耐震診断	・補助対象経費 一戸建て住宅 134,000円/戸 一戸建て住宅以外 1,000㎡未満 3,600円/㎡ ～2,000㎡ 1,540円/㎡ 2,000㎡超 1,030円/㎡	・国 1/3 ・県 1/6 ☆ ・市町1/6	H8～
		[義務化物件割増]		・上記条件かつ耐震改修促進法附則第3条に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」			・国 1/3 ・県 1/4*☆ ・市町1/4*	H25補正～
	補強計画	13 建築物補強計画策定事業	・静岡県全域	・S56.5.31以前の建築物	・補強計画の策定 (現状 $I_s < 0.6$ 補強後 $I_s \geq 0.6$)	・補助対象経費 1,000㎡未満 3,000千円/棟 ～2,000㎡ 4,800千円/棟 ～3,000㎡ 6,000千円/棟 ～5,000㎡ 7,200千円/棟 ～10,000㎡ 9,000千円/棟 10,000㎡～ 10,800千円/棟	・国 1/3 ・県 1/6 ☆ ・市町1/6	H20～
		[義務化物件割増]		・上記条件かつ耐震改修促進法附則第3条に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」	※災害時拠点施設の場合 (現状 $I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ 補強後 $I_s/ET \geq 1.0$)		・国 1/2 ・県 1/4*☆ ・市町1/4*	H25補正～
	補強・建替・除却	14 建築物耐震化助成事業	・静岡県全域	・S56.5.31以前の建築物 ・災害時に重要な機能を果たす建築物等 ・延床面積1,000㎡以上、地上3階以上 ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導	・耐震補強工事 (現状 $I_s < 0.6$ 補強後 $I_s \geq 0.6$) ※災害時拠点施設の場合 (現状 $I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ 補強後 $I_s/ET \geq 1.0$)	・補助対象経費 通常 50,300円/㎡ 特殊工法 82,300円/㎡ ・補助対象経費の23%	・国 1/2 ・県 1/4 ☆ ・市町1/4	H12～
		[義務化物件割増]		・S56.5.31以前の建築物 ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導 ・耐震改修促進法附則第3条に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」	・建替工事 (現状 $I_s < 0.6$) ・除却工事※ (現状 $I_s < 0.6$) ※H29～	・補助対象経費 通常 50,300円/㎡ 特殊工法 82,300円/㎡ ・補助対象経費の100%	・国 1/3 ・県 1/6*☆ ・市町1/6*	H25補正～

* : 最大補助率
☆ : 政令市は県補助なし

区分		事業名	対象地域	対象建物等	補助の対象	補助率・補助対象限度額	負担割合	備考
建築物	補強・建替・除却	15 緊急輸送道路沿道等建築物耐震化助成事業 [緊急輸送道路沿道]	・緊急輸送道路沿道、避難路沿道*又は、避難地隣接* ※密集市街地、津波浸水区域等に限る	・S56.5.31以前の建築物 ・建築物のいずれかの高さが前面緊急輸送道路までの水平距離に、幅員の1/2を加えたものを超えるもの ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導	・耐震補強工事 (現状 $I_s < 0.6$ 補強後 $I_s \geq 0.6$) ※災害時拠点施設の場合 (現状 $I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ 補強後 $I_s/ET \geq 1.0$) ・建替・除却工事 (現状 $I_s < 0.6$)	・補助対象経費 通常 50,300円/㎡ 特殊工法 82,300円/㎡ ・補助対象経費の100%	・国 1/3 ・県 1/6 ☆ ・市町1/6	H18 ～
		[避難路・避難地沿道]	・上記以外の避難路沿道又は避難地隣接	・建替・除却工事 (現状 $I_s < 0.6$)	・補助対象経費 通常 50,300円/㎡ 特殊工法 82,300円/㎡ ・補助対象経費の23%	・国 1/2 ・県 1/4 ☆ ・市町1/4	H21 ～	
	補強・建替	16 避難所耐震化助成事業	・静岡県全域	・S56.5.31以前の建築物 ・災害時拠点施設として地域防止計画に位置付け ・10年以上災害時拠点施設として活用 ・災害時に速やかに災害時拠点施設として開設可能となるよう措置済	・耐震補強工事 (現状 $I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ 補強後 $I_s/ET \geq 1.0$) ・建替工事 (現状 $I_s < 0.6$)	・補助対象経費 通常 50,300円/㎡ 特殊工法 82,300円/㎡ ・補助対象経費の100%	・国 1/3 ・県 1/6 ☆ ・市町1/6	H20 ～
ブロック塀	撤去・改善	17 ブロック塀等撤去事業	・静岡県全域	・危険なブロック塀の撤去	・撤去工事	・市町が補助する額 ・県補助額は2,300円/m かつ 100,000円/敷地	・県 1/4 ☆ ・市町1/4	H9 ～
		18 ブロック塀等撤去事業 (安全な通学路等)	・静岡県全域	・危険なブロック塀の撤去	・撤去工事	・市町が補助する額 ・県補助額は3,300円/m かつ 66,660円/敷地	・国 1/3 ・県 1/6 ☆ ・市町1/6	R1 ～
		19 ブロック塀等改善事業	・緊急輸送道路、避難路沿道又は避難地隣接	・危険なブロック塀等を安全な塀に改善する事業	・改善工事	・市町が補助する額 ・県補助額は9,600円/m かつ 125,000円/敷地	・県 1/4 ☆ ・市町1/4	H10 ～

区分	事業名	対象地域	対象建物等	補助の対象	補助率・補助対象限度額	負担割合	備考	区分
ブロック塀	改善	20-1ブロック塀等改善事業 (安全で美しいいなみ)	・緊急輸送道路、避難路沿道 又は避難地隣接	・危険なブロック塀等を安全な塀に 改善する事業	・改善工事	・市町が補助する額 ・県補助額は6,400円/m かつ 83,330円/敷地	・国 1/3 ・県 1/6 ☆ ・市町1/6	R1 ～
		20-2ブロック塀等改善事業 (安全な通学路等)	・緊急輸送道路、避難路沿道 又は避難地隣接	・危険なブロック塀等を安全な塀に 改善する事業	・改善工事	・市町が補助する額 ・県補助額は3,200円/m かつ 41,660円/敷地	・国 1/6 ・県 1/12 ☆ ・市町1/12	R1 ～
		20-3美しいいなみ整備事業	・静岡県全域	・豊かな暮らし空間創生住宅地認定 等要綱に基づく緑のいなみを整備 する事業	・改善工事	・市町が補助する額 ・県補助額は12,800円/m かつ 166,660円/敷地	・県 1/3 ☆ ・市町1/3	R1 ～
がけ近	除却 ・ 建設 ・ 造成	19 がけ地近接危険住宅移 転事業	・静岡県全域	次の危険な住宅を除却し、安全な場 所に移転する事業 ・災害危険区域内の住宅 ・がけ条例の規制区域内の住宅 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅	・除却費 ・建設助成費 (借入金の利子に対 する補助)	補助金額の上限 ・除却費 802千円/件 ・住宅の建設(購入) 4,570千円/件 ・土地購入 2,060千円/件 ・敷地造成 597千円/件	・国 1/2 ・県 1/4 ・市町1/4	S48 ～

☆：政令市は県補助なし

区分		事業名	対象地域	対象建物等	補助の対象	補助率・補助対象限度額	負担割合	備考
既存天井	改修	20 建築物天井耐震改修事業	・静岡県全域	<ul style="list-style-type: none"> ・用途が次のいずれかであること ・固定客席を有する集会場、映画館等 ・防災拠点施設 ・延床面積1,000㎡以上(幼稚園等500㎡以上)、地上3階以上 ・6m超の高さ、200㎡超の吊り天井 ・建築物の構造躯体が地震に対して安全な構造 	・耐震補強工事(除却事業を含む)	固定席を有する集会場等 ・補助対象経費 31,000円/㎡ (CH>10m 3m毎3,090円/㎡加算) ・補助対象経費の23%	・国 1/2 ・県 1/4 ☆ ・市町1/4	H26～
						防災拠点施設 ・補助対象経費 31,000円/㎡ (CH>10m 3m毎3,090円/㎡加算) ・補助対象経費の100%	・国 1/3 ・県 1/6 ☆ ・市町1/6	H26～
既存エレベーター	改修	21 既存エレベーター防災対策改修事業	・静岡県全域	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー法で規定する特定建築物 ・延床面積1,000㎡以上(幼稚園等500㎡以上)、地上3階以上 ・建築物の構造躯体が地震に対して安全な構造 	・防災対策工事	・補助対象経費 5,140千円/台 ・補助対象経費の23%	・国 1/2 ・県 1/4 ☆ ・市町1/4	H26～
ホテル・旅館	補強・建替	22 中小企業ホテル・旅館耐震化助成事業	・静岡県全域	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物(ホテル・旅館) ・耐震改修促進法附則第3条に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」 ・耐震化を行う者が旅館業を営む中小企業者であること(資本金5,000万円以下又は従業員200人以下) ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの ・平成30年度末までに補強計画に着手し、平成32年度末までに耐震補強工事又は建替工事に着手する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強工事(現状$I_s < 0.6$ 補強後$I_s \geq 0.6$) ・建替工事(現状$I_s < 0.6$) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 通常 50,300円/㎡上限 特殊工法 82,300円/㎡上限 ・補助対象経費の100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・国1/3 ・県11.5% ☆(最大1/6) ・市町任意(最大1/6) 	H27～
	利子補給	23 防災・減災強化資金(TOUKAI-0型)	・静岡県全域	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業部融資制度「防災・減災強化資金(TOUKAI-0型)」で耐震補強工事費の融資を受ける中小企業者であるホテル・旅館 	・耐震補強工事	・融資利率 0.5175%以内	・県のみ 利子補給 1.5525%以内	H20～

☆：政令市は県補助なし